

次世代育成支援に関する厚生労働省の取組

平成16年1月28日

厚生労働省

次世代育成支援に関する当面の取組方針

(平成15年3月14日 少子化対策推進関係閣僚会議決定)

- 急速な少子化の進行等を踏まえ、改めて、国の基本政策として、政府・地方公共団体・企業等が一体となったもう一段の取組を進め、家庭や地域の「子育て機能の再生」を図る。

- 従来の「子育てと仕事の両立支援」、「男性を含めた働き方の見直し」に加えて、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」のための取組を推進。

〈基本的な施策〉

〈すべての働きながら子育てをしている人のために〉

- 男性を含めた働き方の見直し
 - ・ 子育て期間における残業時間の縮減
 - ・ 子どもが生まれたら5日間の休暇を取得
 - ・ 多様就業ワークシェアリングの普及促進 等
- 仕事と子育て支援の両立の推進
 - ・ 育児休業取得率（男性10%、女性80%）等の目標値を踏まえ、各般の取組を推進
 - ・ 待機児童ゼロ作戦の一層の推進
 - ・ 特定保育事業の創設・推進
 - ・ 放課後児童クラブの充実 等

〈子育てしているすべての家庭のために〉

- 地域における子育て支援の充実
 - ・ 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり
 - ・ 専業主婦家庭の急病等に対応した「一時預かりサービス」
 - ・ 「子育て支援総合コーディネーター」による利用援助等
 - ・ 子育てを支援する生活環境の整備 等
- 社会保障における次世代支援
 - ・ 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討） 等

〈次世代を育む親となるために〉

- 子どもの社会性の向上や自立の促進
 - ・ 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充
 - ・ 家庭を築き、子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進
 - ・ 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）
 - ・ 性に関する正しい理解の普及 等

〈推進状況〉

- 平成15年及び16年の2年間で次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け、一連の立法措置を講じる。
 - 平成15年：地方公共団体及び事業主における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」等が成立。
 - 平成16年：通常国会に児童手当法、児童福祉法、育児・介護休業法等の改正案を提出予定。
- 平成17年度までの市町村、都道府県、事業主の行動計画の策定及び平成17年度からの計画に沿った取組実施に向け、周知・指導・援助等を実施。

待機児童ゼロ作戦の推進について

1 待機児童ゼロ作戦（平成13年7月6日閣議決定）

保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園預かり保育等を活用し、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受入児童数の増を図り、待機児童の減少を目指す取り組み。

2 保育所入所児童の状況

保育所入所児童数は、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、待機児童ゼロ作戦により、毎年4～5万人ずつ着実に増加している。

	入所児童数（4月）	対前年同月比（各月平均）	預かり保育・特定保育等
平成14年度	188万人	+5万3千人	—
平成15年度	192万人	+4万3千人	+1万1千人

※ 平成15年度の対前年同月比は、4月から10月までの平均。

3 待機児童の状況

- ・平成15年4月1日現在の保育所の待機児童数は約2万6千人。
- ・都市部を中心に根強い保育需要がある。

4 待機児童ゼロ作戦の更なる展開

平成16年度の受入れ児童数 **約5万人の受け入れ児童数の増大**

- 保育所受入れ児童数を増加させるための予算の計上
- 特定保育事業の拡充
 - 週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前までに拡大

平成17年度の受け入れ児童数の増大

- 待機児童解消のための保育所の緊急整備の実施（約300億円：16年度予算で措置）
- 改正児童福祉法に基づく保育計画（待機児童解消計画）の策定

次世代育成支援対策関連法案について

「次世代育成支援に関する当面の取組方針」等を踏まえ、平成16年における取組として、今通常国会に児童手当法、児童福祉法、育児・介護休業法等の改正案を提出したい。

児童手当法の一部を改正する法律案

- 児童手当の支給対象年齢について、就学前から小学校第3学年修了まで引上げ

児童福祉法の一部を改正する法律案

- 児童虐待防止対策等の充実・強化
 - ・ 児童相談に関する体制の充実(市町村の児童相談機能の強化)
 - ・ 児童福祉施設・里親の見直し
 - ・ 保護を要する児童に関する司法関与の見直し
- 新たな小児慢性特定疾患対策の確立等

育児・介護休業法等の一部を改正する法律案

- 育児休業・介護休業の対象労働者の拡大(一定の期間雇用者の適用)
- 育児休業期間の延長(一定の場合に1歳6ヶ月まで取得可能)
- 介護休業の取得回数制限の緩和
- 子の看護休暇制度の創設等

※ 年金制度改革の中でも、次世代育成支援策について検討しており、所要の法案を今国会に提出する予定。